

ひたちなか市教育委員会会議録

平成27年 第5回 ひたちなか市教育委員会3月臨時会 会議録					
平成27年3月24日		開会 午後3時00分		閉会 午後5時30分	
○場 所	本庁第3分庁舎 防災会議室3				
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 杓澤 久美子	教育長 木下 正善
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			鈴木 幸男	出席
	総務課長			岩崎 龍士	出席
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	欠席
	参事兼指導課長			森井 榮治	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			石崎 聡一郎	出席
	参事兼青少年課長			阿部 美代子	出席
	中央図書館長			大和田 雅一	出席
	○事務局員	総務課長補佐兼係長			一木 宙
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
総務課主事			小野寺 優	出席	
○議 事					
1 議案	協議事項2	ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
	協議事項3	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
	協議事項4	ひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
	協議事項5	ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則制定（案）について【公開】			
	議案第2号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定について【公開】			
	議案第3号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令制定について【公開】			
	議案第4号	ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例施行規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第5号	ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第6号	ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の制定について【公開】			
議案第8号	ひたちなか市職員の異動について【非公開】				
議案第9号	ひたちなか市立幼稚園長の任命について【非公開】				

平成27年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録（概要）

開会 15:00

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

協議事項2 ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例の一部を改正する条例制定（案）
について

議案第4号 ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例施行規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について

* 関連する項目なので一括協議。

指導課長 まず始めに「ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。改正理由としましては、平成25年10月4日付 文部科学省初等中等教育局発出通知「障害のある児童生徒等に関する早期からの一貫した支援について」におきまして、従来「障害児就学指導委員会」と称していたものを「教育支援委員会（仮称）」とすることが述べられており、今後、インクルーシブ教育等を含めて障害児教育というものに対して幅広く早期から適正な教育を施していく必要があります、そうした点を鑑みて「教育支援委員会」といった名称が適切である旨の通知が出されたところです。これを受けまして本市においても従来の「障害児就学（園）指導委員会」から「教育支援委員会」に改称することに伴い、条例改正を行うものです。

主な改正内容としましては、条例第1条中「心身に障害のある幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）」を「教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）」に改めるとともに、第3条にあります「委員会の委員は、15人をもって組織し」の規定と「医師、学校教育関係者、児童福祉施設等職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する」の規定とを、それぞれ同条第1項、第2項に分けたところです。また、第4条の委員の任期に関する規定においては、委員の解職又は解任に関する規定を新たに加えますとともに、その他の条文について文言の整理を行ったところです。

次に、「ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例施行規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」ですが、こちらは先

ほど説明しました条例の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

障害児就学（園）指導委員会条例施行規則につきましては、「障害児就学（園）指導委員会」を「教育支援委員会」に名称を改めたことによる文言の整理をしております。また、事務局組織規則においては、別表第1の指導課の分掌事務にある「障害児就学（園）指導委員会に関すること」を「教育支援委員会に関すること」に改めております。

さらに、「ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」については、別表第2の指導課の項にあります「心身障害児（就園）指導に関する事項」を「教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の教育的支援に関する事項」というように改めたところです。

以上、説明を終了します。

【質疑、意見等】

委員長

これまで行われてきた入学前のお子さんの就学指導の判定にかかる会議などは非常に大事な会議ですが、今後も就学指導委員会という名目で継続的に会議を持つということになるのですか。

指導課長

いいえ、今後は教育支援委員会という形で、いわゆる就学決定時の判定だけではなく、その後も経過を見ながら継続的に支援していくということ、また就学児、就園児に限らずもっと早期の段階からそのお子さんに適正な教育が施せるように教育相談や支援をしていくという取組みになります。このため、従来行ってきた判定も含めて、この教育支援委員会で行っていくようになります。

委員長

就学指導委員会の会議は非常に時間のかかる会議なので、実際に、入学後のお子さんの様子まで話し合っていくとなると、相当大変になってくると思いますが如何ですか。

指導課長

会議の回数等は従来どおり年6回としておりまして、報告いただいたお子さんの判定もこれまで行われますが、これに加えて継続的に報告を受ける場合や、経過を観察又は教育支援をしながら見ていくこと、途中で措置変更等を行うことも含め、保護者の方のご理解をいただきながら適正に進めていくということがこの取組みの大きなねらいであると考えております。

- * 協議事項2 ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例の一部を改正する条例制定（案）について、議案第4号 ひたちなか市障害児就学（園）指導委員会条例施行規則及びひたちなか市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について、議案第5号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について、の3件は全員一致で承認されました。

協議事項3 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定（案）について

議案第6号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について

* 関連する項目なので一括協議。

学務課長

始めに、「ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明いたします。改正理由としましては、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日施行されることに伴い、市立幼稚園については、施設型給付を受ける幼稚園として保護者の利用者負担額を定める必要があることから、条例中の「授業料の額」を「授業料の額の上限額」に改めるなどの所要の改正を行おうとするものです。

改正内容についてご説明する前に、子ども・子育て支援法についてご説明いたします。新たな制度の概要としましては、これまで教育という分野を担ってきた幼稚園、保育という分野を担ってきた保育所は、それぞれ文部科学省、厚生労働省において別々の法律の下に運営されてきました。しかしながら、都市部などで待機児童の増加等が社会問題となったことを背景に、できるだけ1つの制度の下にまとめたい、ということで内閣府が中心となってこの法律が定められ、未就学児の教育や保育をできるだけ1つの制度にまとめて子育てを支援していこう、といった趣旨のものとなっております。このため、幼稚園は新制度の下では施設型給付を受ける園ということになり、これまでと授業料（保育料）の設定の仕方が異なりますので、それらに伴う改正を今回行うものです。

主な改正点としましては、条例第3条にあります授業料の額について、これまで「年額69,600円」としていたものを、「月額5,800円を上限とし、園児の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額」に改めるとともに、これまで規定しておりました第5条第2項の「園児の保護者に対し規則で定める場合に該当するときは、授業料を減免することができる」という条文を削除いたしました。減免規定について、これまでは年額で設けており、生活保護世帯など所得階層区分ごとに授業料69,600円に対して減免額と保護者負担額を定めておりましたが、今後は月毎の利用者負担額として定めることとなりますので、「月額5,800円を上限」とするよう改めさせていただきます。

続いて、「ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。先ほどの条例の一部改正に伴いまして、規則で定める授業料の額について改正するものです。主な改正点としましては、

条例においてこれまでの授業料を年額から月額に改めたことによる改正となっておりまして、とくに別表の中で、これまで所得階層区分ごとの減免限度額（年額）を規定しておりましたところを、所得階層区分ごと負担していただく授業料（月額）という形に改めております。年額から月額ということで比較しにくい部分ではありますが、基本的に保護者の方にご負担いただく金額に変わりはない、というようになっております。

説明は、以上です。

【質疑、意見等】

委員長
学務課長

実態として、改正後も負担額に変わりはない、ということですか。

はい。例えばこれまで年額40,000円の減免を受け、29,600円負担していた場合ですと、負担額を12か月でならずと2,466円のところ端数66円は切捨てとなりますので、月額2,400円となります。このため、負担額はこれまでより若干安くなります。

- * 協議事項3 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定（案）について、議案第6号 ひたちなか市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定について、の2件は全員一致で承認されました。

協議事項4 ひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例の一部を改正する条例制定（案）について

学務課長

「ひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。改正理由としましては、保護者の負担軽減及び市立幼稚園授業料との格差解消のため支給しております「私立幼稚園保育料等助成金」について、子ども・子育て支援法に基づき施設型給付を受ける特定教育・保育施設に該当する私立幼稚園を支給対象に係る私立幼稚園から除く旨の改正その他所要の改正を行うものです。

始めに私立幼稚園についてご説明いたします。資料中の施設型給付の構造の図をご覧ください。現行制度としまして、財政措置のパターンとしては私学助成と預かり保育補助、私学助成と就園奨励費がありますが、利用者負担としましては私立幼稚園が定める園則等で月額保育料等を定めているところ。一方、新たな制度では公定価格というものを国が仮単価として定めておりまして、それに対して国1/2、県1/4、市1/4という負担割合で施設型給付を行うこととなっております。これを前提として、法律に基づき利用者が一部負担することとなります。これがいわゆる「利用者負担額」で、

国の基準を限度として保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額となっております。また、この額を超える部分につきましては、施設型給付ということで、先ほど申し上げた負担割合で各幼稚園に支払われる、といった仕組みに変わってまいります。

条例の主な改正点といたしまして、第2条の「私立幼稚園」の説明について、これまでの「県知事の認可を受けて設置されている」の次に「私立の幼稚園（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」を加えました。これは、施設型給付を受ける幼稚園に対しては、これまでの保育料等助成金や、就園奨励費による保育料の補助がなくなるとともに、新たに施設型給付に変わりますので、今後は市が費用を上乗せする部分などでこれまでの助成金を賄う、といった形が基本となっております。

説明は、以上です。

【質疑、意見等】

委員長

新しい制度に移行する幼稚園については、今までと違う扱いになるということですか。

学務課長

はい。例えば、これまで月額6,800円を超える授業料を負担している園児（保護者）には、月額1,000円を助成しておりますが、新制度に移行した場合、助成制度に支出していた費用が施設型給付の方に移る、という考えのもとに、新制度に移行した幼稚園については除外されます。

委員長

新しい制度に移行しない幼稚園は、これまで同様の扱いとなるわけですか。

学務課長

幼稚園には、従来どおりのままでいくという選択股と、新しい制度に移行する選択股とがありますが、市内にある6つの私立幼稚園につきまして次年度は新しい制度に移行しないこととなっております。本条例の適用としましては、例えばひたちなか市に住民票があつて市外の新制度に移行する幼稚園に通うお子さんに対しては、助成金が支給されない、という規定になります。

- * 協議事項4 ひたちなか市私立幼稚園保育料等助成金支給条例の一部を改正する条例制定（案）については全員一致で承認されました。

協議事項5 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則制定（案）について

学務課長

「ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則」について、ご説明いたします。先ほど、新しい制度に移行

する私立幼稚園について利用者負担額を市町村が定める、といった内容の説明をさせていただきましたが、それを定める規定がこちらの規則となります。

制定理由としましては、幼稚園教育にかかる保護者の負担について、私立幼稚園にあつては、これまで園則等により独自に授業料等の金額を設定してまいりましたが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、法に基づく施設型給付費を受ける「特定教育・保育施設」については、保護者の所得の状況その他の事情を勘案した利用者負担額を市が設定することから、本規則を新たに制定しようとするものです。

第1条では趣旨としまして、「子ども・子育て支援法に基づいた特定教育・保育施設において利用する利用者負担額を定めるもの」とし、第2条では定義としまして、「1号認定子ども等」などの用語の意義を説明しております。新制度の中ではお子さんを1号、2号、3号と3つのタイプに分けており、1号は教育ニーズのある3～5歳児、2号は保育ニーズのある3～5歳児、3号は保育ニーズのある3歳未満児と規定されております。また、別表には所得階層区分ごとの利用者負担額（月額）を載せておまして、第5階層の第1子の欄にあります20,500円というのが、市外にある新制度に移行した私立幼稚園に通う場合に負担していただく、利用者負担額の基準としております。因みに、20,500円の根拠としましては、「教育標準時間認定の子ども（1号認定）」のうち国の定める利用者負担額（第5階層）にあります25,500円に対し、市が施設型給付として5,200円上乗せることで、20,500円まで費用軽減されたものでございます。

説明は、以上です。

【質疑、意見等】

石田委員

これまで園ごとに設定されていた授業料は、施設型給付に移行すると全て一律になるのですか。

学務課長

はい。これまでの授業料は、私立幼稚園の園則等によって定められておりましたが、新制度下においては、そういった費用を市町村が定めることとなります。また、入園料につきましても、新制度に移行すると入園料というものもなくなってまいります。費用負担については、これまでより若干上がる園もあれば、ほぼ同額という園もございます。

委員長

月額としては、高めとなっておりますが、これは私立幼稚園を対象としたものですか。

学務課長

はい。

委員長

保育所は市立・私立ともに保育料は一律、応能負担となっておりますが、幼稚園もそれにだんだん近づけていく、ということになりますか。

学務課長 市立幼稚園は施設型給付を受けるタイプの幼稚園ということに位置づけられますので、今後、市立幼稚園のあり方を含めて検討していくなかで、市立幼稚園の授業料も私立幼稚園に近づけることも考えていかなければいけないと思います。

- * 協議事項4 ひたちなか市1号認定子ども等に係る特定教育・保育施設の利用者負担額を定める規則制定（案）について、全員一致で承認されました。

議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定（案）について

議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令制定（案）について

- * 関連する項目なので一括協議。

総務課長 この度の教育委員会制度改正に伴い、2月定例会において関係条例の一括改正について提案させていただきましたが、今回は関係規則並びに関係訓令の一括改正ということで提案させていただきます。

まず、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則」からご説明いたします。改正理由としましては、制度改正により教育委員会の教育長と委員長の職が統合されるなど、法律の改正に伴い修正が必要になったことから、関係する規則8本について、一括して改正するものであります。

(1)「ひたちなか市教育委員会公告式規則」については、教育委員会会議で議決した規程を公表するうえで必要な手続を定めた規則であり、主な改正としましては、これまで委員長が署名し委員長の印を押す手続をとっていたものを、規則の制定及び改正については教育長の署名のみとし、規程の制定及び改正についても教育長名の記入及び捺印に改めたほか、引用条項の整理等を行ったものです。

(2)「ひたちなか市教育委員会会議規則」については、教育委員会会議の運営について定めた規則です。主な改正点としましては、改正地方教育行政法第13条第2項により、あらかじめ委員のうちから教育長職務代理者を指名することとなったため、教育長職務代理者の指名やその任期を定めるとともに、会議録の作成とその公表について規定し、文言の整理等を行ったものです。

(3)「ひたちなか市教育委員会傍聴人規則」については、委員長を教育長に改めるほか、傍聴の禁止として挙げていた「精神に障があると認められる者」

を削除するなどの改正を行っております。

(4)「ひたちなか市教育委員会教育長に対する事務委任規則」については、教育委員会の権限の事務を教育長に委任することについて、必要な規定を定めているものです。ここでは、従来の「専決処分」を法律の用語に合わせて「臨時代理」という用語に改めるとともに、この後ご説明します「ひたちなか市教育委員会事務専決規程」でこれまで規定していた内容を本規則に溶け込ませるような形で改正を行っております。

(5)「ひたちなか市教育委員会公印規則」については、「茨城県ひたちなか市教育委員会委員長之印」の廃止等により、改正を行うものです。

(6)「ひたちなか市教育委員会教育長の期末手当に関する規則」については、根拠条例である「ひたちなか市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の名称変更に伴い、改正を行うものです。

(7)「ひたちなか市教育委員会事務局組織規則」については、別表第1中総務課の分掌事務に新たに「学校教育振興基本計画の策定」などを加えたものです。

(8)「ひたちなか市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則」については、引用条項の整理による改正を行ったものとなっております。ここまですべて、規則の改正となります。

続きまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令」について、ご説明いたします。訓令とは規則の下の内部規程のような位置づけでありまして、こちらも今回の制度改正に伴い、関係する5本の訓令について改正等を行うものです。

(1)「教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程」については、教育長が教育委員会から権限を委任されている事務のうち、さらに教育長が教育機関、例えば小中学校や出先機関の長に事務を委任する場合について定めている規定でありまして、法律の引用条項の整理に伴う改正を行うものです。

(2)「ひたちなか市教育委員会処務規程」では、教育次長の職務について、これまで「教育長に事故あるとき又は欠けたときは、教育次長がその職務を代行する」としておりましたが、制度改正に伴い、「教育長に事故あるとき又は欠けたときは、教育長職務代理者を補佐する」に改めました。また、令達文書の発信名につきましても、「教育長職務代理者名をもって施行する」旨の規定を新たに加えたほか、文言の整理を行ったところです。

(3)「ひたちなか市教育委員会事務決裁規程」では、教育長職務代理者の職務に係る決裁について、「教育長の決裁を要する事項（教育委員会が必要と認める事項を除く。）」について、教育次長が教育長職務代理者に代わって決裁

するものとする」という規定を設けました。教育長職務代理者は教育長が委員の中から指名することとなりますが、非常勤であるため通常の業務を行うことが現実的に馴染まないことから、このような規定にさせていただきました。

(4)「ひたちなか市教育行政点検評価委員規程」では、法律の引用条項の整理をさせていただいております。

(5)「ひたちなか市教育委員会事務専決規程」については、先ほどご説明しましたとおり、これまでの内容を「教育長に対する事務委任規則」の中に盛り込むようにしたことから、本規程については廃止させていただくものです。説明は、以上です。

【質疑、意見等】

委員長

「専決処分」という言葉はなくなるのですね。市議会においても、専決処分という言葉は使われていますが、これとはまた別の意味ですか。

総務課長

これまで教育委員会規則等の中で「専決処分」という用語を用いてきましたが、改正地方教育行政法の中で「臨時に代理する」という表記が用いられていることから、こちらに合わせたものです。教育長が教育委員会会議を招集する時間的余裕がない、といった場合に議決する方法であり、市議会等における専決処分と意味合いは同じものです。

- * 議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則制定（案）について、議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令制定（案）について、の2件について、全員一致で承認されました。

議案第7号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の制定について

青少年課長

「ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱」の制定について、ご説明します。こちらは子ども・子育て支援法の公布に伴って、昨年9月「ひたちなか市放課後児童健全育成事業に関する条例」を制定し、12月には「ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則」を教育委員会規則として制定しましたが、これに伴って、現在、公立小学校において市が実施しております放課後児童健全育成事業（学童クラブ）における開設期間や開設時間など必要事項を今回要綱として制定するものです。

この事業は厚生労働省所管の事業であり、これまで市の定める要綱で実施してきましたが、今回の制度改正等に伴って、市長の権限に属する事務ではありますが、「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」の改

正により、正式に教育委員会に事務が委任されました。これに伴いまして、これまでの「ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱（市規則）」を廃止しまして、教育委員会規則として新たに制定するものです。

主な変更点としましては、事業の実施や申請先、許可など本事業にかかわる事務を市長から教育委員会に全て変更したほか、これまで学童クラブに務める有償ボランティアの方を指導員と呼んでおりましたが、法改正によりまして放課後児童支援員という名称に変更しております。また、これまで要綱で保護者と指導員とで構成する運営委員会について定めておりましたが、実態となかなかそぐわない内容になっておりますことから、削除しております。このほか、これまで民間学童クラブへの委託を行ってききましたが、現在は補助金交付という形で民間学童クラブを支援しておりますので、委託の規定についても削除しております。なお、施行日は今年4月1日となっておりますが、これまでの要綱の規定に基づき来年度の学童クラブの入会申込み受付ができるよう、経過措置を設けているところです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第7号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の制定について、全員一致で承認されました。

【非公開】

議案第8号 ひたちなか市職員の異動について

議案第9号 ひたちなか市立幼稚園長の任命について

※人事案件のため、暫時休憩の後、非公開で審議

休憩（各課長退出）

- * 議案第8号 ひたちなか市職員の異動について、議案第9号 ひたちなか市立幼稚園長の任命について、の2件については、全員一致で承認されました。

委員長 （あいさつ、閉会の宣言）

改正地方教育行政法により、平成27年4月1日から教育委員会が新たな執行体制となることに伴い、委員長が3月31日で任期満了を迎えることから、委員長退任にあたってのあいさつがされました。

閉会 17：30